

●倉敷市公共交通利用促進活動費助成事業補助金について

(1) 事業内容

交通事業者が実施主体となる以下の取組みについて、実施に要する経費を補助する。

(2) 対象事業

- ・ 駅舎、駅前広場、停留所及びその周辺施設の利活用のための事業
- ・ 沿線の魅力発信のための事業
- ・ 公共交通沿線の施設等と連携したサービスを実施する事業
- ・ その他、公共交通の利用促進に資する取組みを実施する事業

(3) 補助対象経費

人件費	賃金（作業員等アルバイトに対する日当） 報償費（講師等謝礼金） 旅費（講師等旅費、宿泊料等）
物件費	印刷製本費（パンフレット等の印刷代、資料作成費等） 消耗品費（3万円未満の物品） 通信運搬費（郵送料、通信費等） 広告料（新聞、テレビ、ラジオ等広告費） 委託料（施設整備委託料、テレビ、ラジオ等番組制作費、展示委託料等） 使用料及び賃借料（設備、機材、備品の使用料及び借上料） 原材料費（調査、研究、イベントに係る資材の購入等） 備品購入費（事業の実施に必要不可欠な備品に要する経費）
その他公共交通利用促進活動に必要と認められる経費	

(3) 補助対象者

- ・ 市内に本社または本店を有する鉄道事業者
- ・ 道路運送法第4条に規定する許可を受け、起点または終点のいずれかを市内とする路線を有する路線バス事業者
- ・ タクシー事業者団体

(4) 補助金の額 ・ ・ ・ 対象事業に要する費用の1/2（限度額：30万円）

●倉敷市UDタクシー導入支援補助金について

資料4-2

倉敷市ユニバーサルデザインタクシー 導入支援補助金のご案内

目 的

ユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図ることにより、誰もが公共交通を快適に利用することができる環境の整備を推進するため、タクシー事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象者 ※①②のうちいずれかに該当する場合

- ① 倉敷市内を営業区域とし、倉敷市内に補助事業により導入するユニバーサルデザインタクシーを配置する営業所を有するタクシー事業者
- ② ①のタクシー事業者にタクシー事業の用に供する車両を貸与するリース事業者

補助金の額

10万円（車両1台あたりの限度額）

※補助対象経費は、ユニバーサルデザインタクシーの車両本体の購入に要する費用

補助対象車両

ユニバーサルデザインタクシー

※その仕様について標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日国自旅第192号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたユニバーサルデザインタクシー

申請方法

交付要綱等を確認し、所定の様式に必要事項を記入するとともに、必要書類を添付して交通政策課までご提出ください。

補助金交付は市の予算の範囲内で行いますので、**申請前に必ず交通政策課へご相談ください。**

お問い合わせ先

倉敷市役所 都市計画部 交通政策課

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

電話：086-426-3545 FAX：086-421-1600

E-mail: traffic-pol@city.kurashiki.okayama.jp



※上記の補助金の交付のほか、事業者が国の補助金を活用できるよう、補助申請に必要な計画に事業所の取組みが位置づけられるように支援していく。

参考：公共交通の利用促進に関する補助制度

【国補助】地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備等整備事業）

（経費の1/3、限度額600千円/台）